




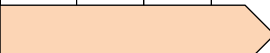





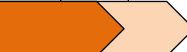


※ 本資料はやんばる地域別行動計画のイメージとして沖縄県環境部が作成したものです。
現在、このイメージをもとに関係機関と意見交換している段階であり、実施主体から了解を得られているものではありません。

奄美・琉球世界自然遺産候補地<やんばる>地域別行動計画のイメージ

 重点的に実施
 継続実施

事業項目	実施主体	実施時期				事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		推薦前	短期	中期	長期			
1) 保護制度の適切な運用								
1 やんばる地域の国立公園指定・管理	環境省					やんばる地域のうち、世界遺産の価値の核心をなす地域を中心に国立公園の指定を行い、指定後は適切に管理する。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
2 鳥獣保護区の管理等	環境省、 沖縄県					ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の希少種が生息する森林部においては、国指定鳥獣保護区及び沖縄県指定鳥獣保護区がそれぞれ指定されている。今後も適切に管理する。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少動物等の保全が図られる。	
3 与那覇岳天然保護区域の管理等	沖縄県					ノグチゲラ、アカヒゲ等の天然記念物の生息地となっている与那覇岳天然保護区域において、今後も適切な管理を行う。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	天然保護区域において、規制が遵守され、希少動物等の保全が図られる。	
4 希少野生動植物保護条例の制定	沖縄県、 各村					種の保存法により、捕獲・所持・流通等が規制されている希少野生動植物種以外の法的な規制のないレッドリスト記載種のうち、特にマニア等による盗採の危険性が高いと判断される種を抽出し、県もしくは村条例等を制定することにより盗採行為の防止・抑制を強化する。	希少種保護のための法制度の確保。	
2) 希少種の保護・増殖								
1 保護増殖事業の継続実施（ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ）	環境省、 文部科学省、 林野庁、 各村					国内希少野生動植物種に指定されている3種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ、ノグチゲラ）について、それぞれの保護増殖事業計画及び10ヶ年実施計画に基づき、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 各保護増殖事業WG やんばる希少野生動物保護増殖検討会
①ヤンバルクイナの生息域外保全	環境省、 各村					保護増殖事業の事業計画等に基づいて、分散飼育等を進める。	安定的な飼育・繁殖技術の確立、健全な遺伝的多様性を保った個体群の飼育下での維持。	<ul style="list-style-type: none"> ヤンバルクイナ保護増殖事業WG やんばる希少野生動物保護増殖検討会

事業項目	実施主体	実施時期				事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		推薦前	短期	中期	長期			
② ヤンバルテナガコガネ密猟防止パトロール	環境省、林野庁、沖縄県、各村					各行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら、密猟防止パトロールや普及啓発を行う。	ヤンバルテナガコガネの密猟に対する効果的な監視体制の確立、密猟が発生しない状況の確保。	・ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業WG ・ヤンバルテナガコガネ密猟防止協議会 ・やんばる希少野生生物保護増殖検討会
③ ヤンバルクイナ保護シェルターの維持管理	国頭村					マングースやノネコ等の侵入を防ぐフェンスで囲った生息地をヤンバルクイナ保護シェルターとし、ヤンバルクイナの保護・生態研究等に活かす。	保護シェルター内の生息環境及び、個体群が安定的に維持される状況を確保。	
④ ヤンバルクイナ救急救命センターの運営	NPO					ヤンバルクイナの生息地である安田を拠点として、保護されたヤンバルクイナ生体の救護や、卵の人工孵化や飼育繁殖等に取り組む。	事故等によって怪我を負った個体の救護体制の確保、ヤンバルクイナ事故死の根絶。	
⑤ ヤンバルクイナ生態展示学習施設（クイナの森）の運営（国頭村ヤンバルクイナ保護増殖事業の継続実施）	沖縄県、国頭村					一般来訪者向けのヤンバルクイナ生態展示を行うとともに、職員による解説やポスター等を用いてヤンバルクイナに関する普及啓発を行う。	ヤンバルクイナの生態展示の継続。	
2 野生動物の交通事故（ロードキル）対策	環境省、林野庁、沖縄県、沖縄総合事務局、各村					野生動物の交通事故（ロードキル）の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発によりロードキルの発生を根絶する。また、特に希少動物の移動の阻害要因となっている道路について、移動経路の確保や動物が道路に飛び出さないような改良を加えることにより、ロードキルの発生防止を図る。	希少野生生物等の生息地において、通行者がロードキルに対して認識し、法定速度が遵守され、ロードキルが発生しない状況を確保。 ロードキルが発生しない道路構造の実現。	・各保護増殖事業WG ・やんばる希少野生生物保護増殖検討会 ・やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議
3 密猟・盗掘防止のためのパトロール	環境省、林野庁					核心的な森林へアプローチする林道を中心として、野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。市町村や地元団体、警察など、様々な主体と連携しながら取り組む。	各動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確保。	
4 ノグチゲラ保護区の管理と保護監視員の設置	東村					東村ノグチゲラ保護条例に基づき、設置されたノグチゲラ保護区について、保護観察員を配置し、保護区の監視やノグチゲラの繁殖状態のモニタリング等を行う。	東村（分布の南限付近）におけるノグチゲラが安定的に繁殖できる生息環境の保持。	
5 沖縄北部国有林における希少野生生物保護管理事業	林野庁					国内希少野生動植物種に指定されている3種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ、ノグチゲラ）の生息域を対象に、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行う。	ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ、ノグチゲラの保護管理のための生息状況等に関するデータの蓄積。	

事業項目	実施主体	実施時期				事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		推薦前	短期	中期	長期			
6 文化財（ケナガネズミ、トゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ）の現状調査	沖縄県					国指定天然記念物となっているケナガネズミ、トゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの生息状況等について調査を行い、個体群の推移等について監視すると共に、保全対策検討の際のデータとして活用する。	ケナガネズミ、トゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの生態や生息状況等に係る科学的データを取得する。	
7 希少植物の生育状況等調査	環境省、林野庁					希少植物の生育状況や分布状況などの調査を行い適切な保護対策に資するようなデータを取得・蓄積する。	希少植物に関するデータを継続的に取得する体制の確保とデータの蓄積。	
8 希少動物の救護体制の確保と普及啓発の充実	環境省、沖縄県、NPO					やんばる地域の希少種を救護し、野生復帰を図る。さらに種の保存のため飼育及び繁殖に関する技術開発を行う。ヤンバルクイナ生態展示学習施設と連携した国内野生希少種の傷病個体展示施設を整備し、一般来訪者向けの保護普及啓発を図る	希少野生動物の救護が適切に実施され、野生復帰が図られる。希少野生生物等の生息地のロードキルに対して認識させ、ロードキルが発生しない状況を啓発する。	
3) 外来種による影響の排除・軽減								
1 マングースの防除事業、北上防止柵の設置	環境省、沖縄県					希少野生動物の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの捕獲排除を行う。また、マングースの完全排除地域を設定し、この地域に新たにマングースが侵入しないよう、侵入防止柵を設置・管理する。	やんばる地域におけるマングースの完全排除、新たな侵入の防止。	・マングース検討会
2 侵略的外来種による影響の排除・軽減	環境省、林野庁、沖縄県、各村					既に侵入しているクマネズミ、外来植物、外来アリ等の外来種について、分布状況の把握やモニタリング・評価を実施し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、影響の排除・軽減を行う。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる外来種の選定及び影響の排除・軽減。	
3 侵略的外来種の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応	環境省、林野庁、沖縄県、各村					やんばるにおける外来種の見撃情報を募集し、外来種見撃情報データベースを適宜更新する。既に近隣市町村まで侵入しており、やんばるの遺産価値への影響が高い侵略的外来種の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応を行う。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる外来種の選定及び侵入状況の監視・未然防止・緊急対応。	
①外来へび対策	沖縄県					近年、沖縄県内への侵入が確認されている外来種のへび類がやんばるへ侵入しないよう、マングース北上防止柵をへびが侵入しないような構造とし、侵入を防止する。	外来へび類が侵入できない状態を確保。	
4 ノネコ（ノラネコ）・ノイヌ（ノライヌ）の捕獲	環境省、沖縄県、各村					希少野生動物の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしている（及ぼす可能性のある）ノネコ（ノラネコ）・ノイヌ（ノライヌ）の捕獲排除を行う。	ノネコ（ノラネコ）・ノイヌ（ノライヌ）の完全排除。	
5 ネコの愛護及び管理に関する条例の徹底	各村					各村それぞれにおいて制定しているネコの愛護及び管理に関する条例に基づいて飼いネコの登録やチップ装着・避妊去勢手術の推奨、ノラネコの保護収容、各種普及啓発等を実施する。犬・猫等の保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い猫による野生動物への悪影響の防止、ノラネコの完全排除への貢献、ネコと希少野生動物に関する一般認識の向上、新たなノネコ・ノラネコの発生防止。	

事業項目	実施主体	実施時期				事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		推薦前	短期	中期	長期			
6 ネコ等の保護施設収容・譲渡施設の整備・運営	沖縄県、各村					捕獲されたノネコ（ノラネコ）・ノイヌ（ノライヌ）の保護と飼養、譲渡先への引き渡しという一連の取組の実施が可能な施設を整備・運営する。また、この施設においては、子供たちと動物とのふれあいなど、教育面での活用等についても検討する。	ノネコ（ノラネコ）・ノイヌ（ノライヌ）の保護・飼養から譲渡先への引き渡しまでを実施する体制・設備の確保。 ノネコ（ノラネコ）・ノイヌ（ノライヌ）の新規発生の防止。	
7 捨てペット防止パトロール及びキャンペーンの実施	沖縄県、各村					在来の生態系に大きな影響を及ぼしている捨てペット（犬、猫、爬虫類等）の防止パトロール及びキャンペーンを実施する。	捨てペットの根絶・新規発生の防止。	
8 捨てペット防止条例の制定	各村？					在来の生態系に大きな影響を及ぼしている捨てペット（犬、猫、爬虫類等）を未然に防ぐための条例を制定する	捨てペットの根絶・新規発生の防止。	
4) 緩衝地帯やその周辺地域における産業との調和								
1 やんばる型森林業の推進	沖縄県、各村					やんばるの森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。	森林の利用区分（ゾーニング）を設定し、利用区分ごとに森林施業・森林整備の改善を図る。	やんばる型森林業推進検討委員会（仮称）
2 野生生物と農業との共存共栄	国頭村					国頭村の貴重な野生生物の餌場を確保しながら、農家の安定所得を目指すために有害鳥獣による農作物の被害防止策としての防鳥ネット・イノシシ侵入フェンス及びハウス等の施設園芸の整備を行う。	有害鳥獣から農作物への被害防止を図る。	
3 河川自然環境基礎調査	沖縄県、各村					構造物の設置により、自然度が低下している河川に対して調査を実施し、河川環境の復元方法を検討する。	河川環境復元の事業実施に向けたデータ収集、関係機関との合意形成。	
4 環境調和型産業への支援対策	沖縄県、各村					世界自然遺産の価値を持続的に確保しつつ産業との調和・振興を図るため、関連産業等が行う環境対策に対して支援を行う。	農林水産業への支援 ○環境調査費用及び環境保全対策等費用（維持管理含む）の支援を行う。 ○環境保全対策等を講じた農林水産物の製品・商品価値を高める優良品認証制度（仮称）等の設置及び登録費用等の支援を行う。	
5) 適正利用とエコツーリズム								
1 森林ツーリズムの推進体制の構築	沖縄県、各村、ツーリズム関係団体					遺産価値の保全を図るためのルールや制度の構築、来訪者が世界遺産の価値を体感できる質の高いプログラムの開発、利用者の受入、ガイドの養成、フィールドの管理等を担う地域の自立した組織・体制を構築する。	遺産価値の保全と森林の利活用の両立による山村地域の振興に資する森林ツーリズム推進体制の構築の実現。	やんばる型森林ツーリズム推進体制構築検討委員会

事業項目	実施主体	実施時期				事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		推薦前	短期	中期	長期			
①各フィールドにおける利用調整	各村、 ツーリズム関係団体					自然利用の各フィールドにおいて、過剰利用による自然環境への悪影響等が発生しないように利用を調整し、適切な利用（持続可能な利用）を図る。具体的には、ルールの設定、利用人数制限、利用施設の拡充等について検討する。 ※慶佐次における利用ルールの設定、玉辻山の利用調整、伊武岳における利用協定、ター滝における利用施設整備等がすでに取り組みされている。	世界遺産の価値を体感でき、遺産価値への悪影響が発生しない利用形態の確立。	
②ガイド養成講座（人材育成）の実施	各村、 ツーリズム関係団体					ガイド制度の仕組みを構築し、ガイドの養成を行う。 ※東村では既にガイド養成講座の実績あり	保護について考慮した適切な利用を実現できるガイド養成の仕組みの確立。	
③利用者数及び自然環境のモニタリング	各村、 ツーリズム関係団体					特にオーバークラスが懸念されるような自然利用のスポットにおいて利用者カウンターを設置等により利用者数の推移と自然環境の変化を調査し、環境にかかる負荷をモニタリングする。 ※国頭村（伊武岳、与那覇岳）、大宜味村（イギミハキンゾー）においてはカウンター調査が実施されている。	主要な自然利用スポットにおける利用者数の監視体制の確保、過剰利用の防止。	
④地域資源の掘り起しとプログラム開発	各村、 ツーリズム関係団体					森林やその周辺における資源を掘り起こし、多様な資源を活用したプログラムを開発する。	各村における適切かつ魅力的な利用形態の確立。	
⑤3村連携組織の機能強化	各村、 ツーリズム関係団体					関係行政機関及び関連団体等との連携のもとで、やんばる地域全体を包括したガイドの登録・認定制度の構築や、3村外のガイドや全県レベルの組織等との連絡・調整、エコツアープログラムの開発等を担う事務局機能を確保する。	やんばる地域において3村連携による各取組の連絡・調整等を担う事務局機能の確保。	
2 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省、 林野庁、 各村、 ツーリズム関係団体					利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、必要な施設整備を実施する。	遺産価値の保全と適正利用の両立	
①より効果的な既存施設の活用	各村					やんばるにおいては、「国頭村森林公園」や「やんばる学びの森」、「森林セラピーロード」等、すでに整備された自然利用に関する施設がある。世界遺産地域全体の適正利用のあり方の検討にあわせ、各施設のより効果的な活用方策について検討し、実行する。 ※学びの森、森林セラピーロード、森のおもちゃ美術館、石灰岩の森と山の遊歩道（大宜味村）、ふれあいヒルギ公園等	各施設単体ではなく、やんばる全体の利用方策にあわせ、それぞれの施設が有機的に連携した利用形態の確保。	

事業項目	実施主体	実施時期				事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		推薦前	短期	中期	長期			
②【再掲】ヤンバルクイナ生態展示学習施設の運営	国頭村		▶			一般来訪者向けのヤンバルクイナ生態展示を行うとともに、職員による解説や、ポスター等を用いてヤンバルクイナに関する普及啓発を行う。	ヤンバルクイナの生態展示の継続。	
③情報発信拠点施設等の整備	環境省、沖縄県	▶	▶			世界自然遺産の保全・利用・管理に関わる情報発信、自然の成因や体験の歴史的理解や自然・文化・暮らしに関する環境学習、フィールド利用のルール周知や事前準備のための機能を有する施設を整備を検討し、他の拠点施設やフィールド利用との連携を強化する。	世界遺産の入口機能・利用拠点等に関する施設の整備。	
④森林の魅力を引き出す施設整備	沖縄県、各村	▶▶		▶▶▶		既存の屋外利用型の立ち寄り拠点や通行規制を実施する林道沿いの森林等を活用し、より魅力的な森林体験が可能なフィールド利用の施設（キャノピーウォーク、林冠トラム、ジップライン、ツリーハウス、観察タワー、遊歩道等）や、亜熱帯照葉樹林を一望できる眺望地点、やんばるの山・川・里・海のつながりを感じる眺望地点、奄美・琉球の島々のつながりを実感できる眺望地点等、特徴的な風景をゆっくり楽しむことができる施設（展望テラス・カフェ、展望・観察デッキ等）を整備し、世界遺産の森の雰囲気体験し、美しい眺望を楽しみ、ゆっくり時間をかけて滞在できるような自然探勝フィールド及び世界遺産地域全体の広がりを実感できる眺望利用拠点を確保する。	世界遺産の価値を感じながら高い満足度を得られる利用施設の整備。	
⑤希少生物の公開展示施設の充実	沖縄県、各村	▶▶		▶▶▶		ヤンバルクイナ生態展示学習施設や保護・増殖事業、傷病鳥獣施設との連携を強化することにより、多くの人々がヤンバルクイナだけでなく他の希少野生生物も観察できる生態展示施設を整備するとともに、フィールド型の展示施設の整備の可能性についても検討する。	やんばるに生息する様々な希少野生生物を観察できる施設の確保。	
3 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省、林野庁、沖縄県、各村	▶▶		▶▶▶		遺産価値を保全するため、自然利用に伴う負荷の低減を図る。	自然利用に伴う負荷の低減を図り、遺産価値を保全する。	
①世界遺産周辺地域への利用誘導	各村	▶▶		▶▶▶		世界遺産の周辺部（里山、海岸等）に自然・文化の利用フィールドを整備し、利用者が核心部に集中しすぎないように、利用分散を図る。特に、世界遺産の核心地域では受け入れることができないような団体客などに対応できるフィールドの確保を検討する。	世界遺産周辺部における十分な利用フィールドの整備、核心部への利用集中が発生しない状態の実現。	

事業項目	実施主体	実施時期				事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		推薦前	短期	中期	長期			
②統一した希少種の観察ルールの検討	環境省、 沖縄県、 各村					来訪者による希少種の観察による希少種への影響や、地元住民との軋轢等の問題を回避するため、予め利用ルール等を検討する。また、ルールの効果についての評価・確認を行い、その結果を適切に反映する。	希少種の生息や地元住民の生活に影響しないような利用ルールの適用、適切な観察形態の確立。	
③世界遺産エリアアクセス道の通行管理	沖縄県、 各村					世界自然遺産登録により最も利用者数の増加・集中が懸念されるエリアに関しては、利用ルールに基づく秩序ある利用を推進するため、アクセス道の通行規制を含む管理体制を確立する。	世界遺産エリアへのアクセス道の通行管理体制の確立	
4 エコツーリズム・グリーンツーリズム・ホームステイの推進	各村（やんばる交流推進連絡協議会）、 沖縄県					3村の連携により、エコツーリズムの推進のみならず、グリーンツーリズムやホームステイ、集落散策、歴史文化体験など、世界遺産の周辺地域も含めた魅力的なプログラムを検討し、観光メニューとしての確立を図る。	世界遺産の周辺地域も含め、地域の自然・文化を活用した魅力的な体験メニューを提供できる体制の確保。	
5 世界遺産やんばるの保全管理基金の設立・運営	沖縄県					世界遺産の価値を保護し持続的に活用していくための財源を確保するため、やんばる地域を訪れる観光客、エコツアー・イベント参加者、宿泊者等からの協力金の徴収、ふるさと納税制度の活用による保全管理活動プロジェクトへの拠出、寄付金の募集、関連商品価格への上乘せ販売等を実施する。	世界遺産の保全・管理及び持続的利用のための財源の確保	
6) 地域社会の参加・協働による保全管理								
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県					沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、関連の施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制を確保。	
2 照葉樹の森再生事業の実施	沖縄県、 各村					核心部周辺の森林や遊休地等において、健全な照葉樹林への回復を促すための森林管理としての種子散布、捕植、表土の撒き出し、外来植物の駆除、ノグチゲラの採餌木の植栽やモニタリングを実施する。なお、森の再生事業の実施に当たっては、地域の林業関係者や地域住民の参加と協働による活動を展開する。	世界遺産の価値を確実に保全できるような緩衝機能を持った森林の確保、森林管理体制の確保	
3 大宜味村地域生物多様性保全計画の実施	大宜味村、 大宜味村生物多様性センター					地域生物多様性保全計画に基づき、若者を中心とした環境教育の実施や環境監視のためのモニタリングの実施などを行い、自然環境の保全に努める。	村民のみならず多くの県民に世界自然遺産の価値を認識し、環境保全に取り組む活動を実施していく。	
4 やんばる地域の河川における自然再生事業の推進	沖縄県、 各村、 地域団体					やんばるにおける河川を中心山稜から海浜まで生物多様性の自然再生のための事業を実施する。	自然再生指針を示し、やんばる地域全体において、生物多様性価値を共有する。	

事業項目	実施主体	実施時期				事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		推薦前	短期	中期	長期			
①奥川自然再生事業	沖縄県、国頭村、NPO					段差工の改修、生態系配慮型護岸への改修、河川の蛇行の復元等による自然再生を図る。	水生生物をはじめとした河川まわりの様々な生物が生息・生育する河川環境の復元。	・奥川自然再生協議会
②田嘉里川自然再生事業	沖縄県、大宜味村、地域団体					河口閉塞改善、上流部における散策道整備等による自然再生、環境整備を図る	水生生物をはじめとした河川まわりの様々な生物が生息・生育する河川環境の復元及び観光産業の振興。	
5 自然共生型農業の推進	沖縄県、各村、各事業者					生物多様性保全に取り組みつつ、地域住民も自然の豊かさを享受して農作物の品質向上につなげるような農業を推進する。 生物多様性保全に配慮した基盤整備、野生鳥獣と共存する農業、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的農業の推進と世界遺産ブランドを活用した農産物の商品開発による付加価値の向上や、観光産業との連携による販売促進等を結びつける。	自然共生型農業が地域に定着することにより生物多様性が保全され、農産物のブランド価値が高まることにより、農業振興が図られる。	
6 普及啓発活動の実施	沖縄県、各村					世界遺産登録の意義、進捗状況、関連の取組、地域住民の役割や責務等について、シンポジウムや講演会、広報誌等の多様な機軸を通じて、一般村民への普及啓発を行う。特に、一般村民の協力が必要な事項については、重点的に実施し、理解促進を図る。	世界遺産及び関連した取組の進捗状況等、村民自らが協力すべき事項等に対する、理解・協力が得られる。	
7 教育体制の充実	沖縄県、各村					子供たちに地域の自然・文化に興味をもってもらうため、小・中学校の授業における環境学習を充実させる。また、辺士名高校の環境課においては、世界遺産教育を念頭においたカリキュラムの導入を検討する。	子供たちが、地域の自然や文化に興味をもち、世界遺産価値の保全の重要性を理解する。	
8 公共事業における環境配慮の統一的指針の作成	沖縄県					世界遺産及びその周辺地域において公共事業が実施される場合、世界遺産の価値に影響が及ばないよう、何らかの環境配慮が必要となる。世界遺産の価値の確実な保全を図るため、環境配慮に関する共通の指針（道路工事の工法や法面緑化の吹付など）を作成する。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じないような仕組みの確立。	
9 不法投棄防止パトロール、キャンペーンの実施	国、沖縄県、各村					世界遺産登録に伴い利用者が増加することにより、不法投棄が増加し、自然環境や景観に悪影響が及ぶ可能性があることから、不法投棄防止パトロールを実施するとともに、キャンペーン等により、普及啓発に努める。	各利用者が増加しても、不法投棄が発生しない状況の確保。	